玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、市民の日常生活に必要不可欠なタクシーの運行において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、安心してタクシーを利用できる環境を確保するため、タクシー事業者に対し玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、玉名市補助金等交付規則（平成１７年規則第４０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第４条の規定に基づき許可を受けた事業者をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　⑴　本市の区域内（以下「市内」という。）に本社（個人事業者においては、住所）又は営業所を置くタクシー事業者

　⑵　本市の乗合タクシー事業を受託しているタクシー事業者

　（補助対象費用）

第４条　補助金の交付の対象となる費用は、令和２年８月４日から令和３年２月２８日までの期間に新型コロナウイルス感染拡大防止に資すると認められる物品の購入又は作業（以下「補助対象事業」という。）に要した費用とする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、タクシー事業者が令和２年８月４日時点において、市内で使用する車両数に２万円を乗じて得た額（国、熊本県及び他の市町村による同様の補助金等の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、その額を除いた額）を上限とする。

２　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

　（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（交付の決定）

第７条　市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

２　市長は、交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）又は補助金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

３　市長は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

　（実績報告）

第８条　前条第１項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したとき、又は令和３年３月５日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

　（関係書類の整備）

第９条　補助事業者は、補助対象事業に係る一切の書類について、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

　　　附　則

　この告示は、令和３年１月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

（表）

年　　月　　日

　玉名市長　様

　　　　　　　　　　　　　　（申請者）住所・所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社名・団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者（職）・氏名　　　　　　　 ㊞

タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金交付申請書

　玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金の交付を受けたいので、玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　事業実施期間

　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

２　補助対象事業（取組）の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業内容 | □　車両の抗菌・抗ウイルス加工□　飛沫防止シート・アクリル板の設置□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □　消毒用アルコールの購入□　除菌シートの購入□　マスクの購入□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

３　車両台数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請車両台数　　　　　台（Ａ） | 自動車登録番号 |  |

　　（複数台申請する場合は、車両一覧を添付）

（裏）

４　事業経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 税別金額 |
| □　車両の抗菌・抗ウイルス加工□　飛沫防止シート・アクリル板の設置□　消毒用アルコールの購入□　除菌シートの購入□　マスクの購入□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 合　　計 | 　　　　　　　円（Ｂ） |

５　補助金申請額　　　　　　　　　　　円

※　申請車両台数（Ａ）×２０，０００円又は事業経費の合計額（Ｂ）のいずれか低い額を申請額とする。

６　添付書類

　□事業経費の見積書、領収書、カタログ等（いずれも写し可）

　□申請車両一覧（複数台申請する場合のみ）

　□法第４条の許可書の写し

７　連絡先・書類送付先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 交付決定通知等の書類送付先 |  |

　※　申請者と異なる住所に書類の送付を希望される場合は、御記入ください。

　　　申請者と同じ住所に送付を希望される場合は、「同上」としてください。

様式第２号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　玉名市長　　　　　　　　　印

補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　補助対象事業の名称　玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業

２　補助金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金は、事業終了後提出された実績報告書の金額により交付する。

　　なお、請求の際には、本書の写しを添付すること。

４　交付の条件は、次のとおりとする。

　⑴　補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。

　⑵　補助対象事業に要する予算を変更し、又は補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

　⑶　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

５　補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたときその他市長が補助を不適当と認めたときは、補助の取消し若しくは補助決定額を減額し、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。

６　監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第１９９条第７項の規定により監査することがある。

７　市長が必要と認めたときは、地方自治法第２２１条第２項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第３号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　玉名市長　　　　　　　　　印

補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金については、下記とおり交付しないことに決定したので、玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金申請額 | 円　 |
| 不交付の理由 |  |

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

　玉名市長　様

　　　　　　　　　　　　　　（申請者）住所・所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社名・団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者（職）・氏名　　　　　　　 ㊞

事業実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号の交付決定に基づき、玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業を実施したので、玉名市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり事業の実績を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 | 　　　　年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日 |
| 交付決定通知書の額 | 円　 |
| 事業実施実績額 | 円　 |
| 実施事業の内容 |  |
| 事業に要した経費内訳 |  |
| 添付書類 | □各経費の領収書、振込明細書等の支払を行ったことが分かる資料の写し□購入物、作成物等の補助対象事業の内容が分かる写真、資料等□その他市長が必要と認める資料（特に指示があった場合） |

　※　事業実施実績額が補助上限額を超える場合は、補助上限額を記載すること。